

平成19年 第8回
教育委員会定例会会議録

平成19年8月7日 (火)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2244号

平成19年第8回定例会

日 時 平成19年8月7日（火） 午後3時04分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委 員	五味原 康
	委 員	澤 孝一郎
	教 育 長	高 橋 良 祐

「欠席委員」	委 員	横 矢 真 理
--------	-----	---------

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	庶 務 課 長	山 本 修
	教育政策担当課長	堀 二三雄
	学校施設計画担当課長	野 澤 靖 弘
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	宮 内 光 雄
	指 導 室 長	藤 井 千恵子

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
-------	---------	---------

「議題等」

第1 審議事項

- 1 議案第21号 港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
- 2 議案第22号 港区スポーツセンター条例施行規則の一部改正について
- 3 議案第23号 港区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 4 議案第24号 平成20年度区立小学校特別支援学級使用教科用図書の採択について
- 5 議案第25号 平成20年度区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

第2 教育長報告事項

- 1 平成19年度第3回港区議会定例会提出予定案件について
 - (1) 図書用ICタグの購入について
- 2 芝浦小学校・芝浦幼稚園移転説明会等の実施状況について
- 3 平成19年度第2回港区奨学生候補者選考結果について

- 4 学校選択希望制の見直しに関する日程について
- 5 通学路点検の結果について
- 6 生涯学習推進課7月事業実績と8月事業予定について
- 7 図書館・郷土資料館7月行事实績と8月行事予定について
- 8 指導室8月事業予定について

第3 協議事項

- 1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて
 - (1) 学校教育の環境整備について
 - (2) 社会教育の施策について

「開 会」

○小島委員長 皆さん、こんにちは。

平成19年第8回港区教育委員会定例会を開催いたします。

(午後3時04分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は、澤委員、お願いいたします。

なお、本日、横矢委員は所用により欠席いたします。

第1 審議事項

1 議案第21号 港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

○小島委員長 それでは早速日程に入ります。

日程第1、審議事項。

まず第1番目、議案第21号 港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、学務課長、お願いします。

○学務課長 議案第21号、議案資料ナンバー1をご覧くださいと思います。港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定についてとなっております。第2回港区議会定例会で学校設置条例改正を行いました。それにつきましては、白金台幼稚園と高陵中学校の仮設校舎、園舎に移転するということに伴う変更を行ったわけですが、施行期日については規則にゆだねるということにしております。その関係で今回この規則を定めるものでございます。具体的には白金台幼稚園は平成19年9月1日から、高陵中学校は平成19年10月1日から新しい校舎の方に移るというふうにしたいと考えております。具体的に引っ越しは白金台幼稚園は8月22日に実施する予定です。高陵中学校につきましては10月1日からの使用という形になりますので、学期が始まってからの移転作業という形になります。その関係で引っ越しを3回に分けてしようと考えています。特別教室関係は9月22日から9月24日の3連休を使って、普通教室、その他は9月29日から10月1日にかけて引っ越しを行います。10月1日は平日なのですが、都民の日ということで学校がお休みということになっておりますので、土日とあわせて3日間で普通教室の移転を行います。その後、予備日ということで10月6日から8日の3連休にかけて、3回に分けて引っ越ししようという形になっています。また、給食ですけれども、給食は10月2日をはさみまして前後1週間休止をすることにしました。その期間はお弁当を持ってくるようになります。給食につきましては2週間で機材を動かし、仮校舎に移します。以上、説明でしたがよろしくご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○小島委員長 ただいまのご説明に対し、ご質問のある方はどうぞお願いします。

○澤委員 特に質問というほどのことではありませんけれども、高陵中学校の場合には10月1日というのは今の仮校舎の建設状況からして10月1日が最も早いということですね。

○学務課長　そうです。

○小島委員長　ほかに何かございますか。この案件はこのとおりでよろしいかと思えますけれども、他になければ採決に入ります。

議案第21号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長　ご異議なきものと認め、議案第21号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第22号 港区スポーツセンター条例施行規則の一部改正について

○小島委員長　続きまして、議案第22号 港区スポーツセンター条例施行規則の一部改正について、生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長　それでは、議案資料番号2番をご覧ください。議案第22号 港区スポーツセンター条例施行規則の一部改正についてでございます。

今回、個人登録申請書の様式について、登録時の本人確認欄がない、それから用紙サイズが小さくて書きづらく、また、回収しづらいなど、そういった理由により改正しようというところがございます。それではお手元の議案資料の1枚目をめくっていただきたいと思います。こちらは在住者の個人登録申請書の様式になっております。2枚目が在勤者の個人登録申請書の改正後になっております。

大変恐縮ですが、一番後ろ、最後にとじています資料とこの前のページ、改定案と見比べていただきたいと思います。一番最後の様式でございますが、これは現行でございます。ちょっと小さめで比較していただくとおわかりになるかと思います。英語表記で外国人申請に対応しております。それから車の免許証、あるいは健康保険証、住民票等で確認するチェック欄を設けております。それから在勤者の登録については社員証等、そういったチェック欄を設けるというようなことで様式の改正をしております。申請者が書きやすく大き目のサイズということで今回改正します。施行日は19年9月1日からということです。以上につきましてご審議いただき、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○小島委員長　ただいまの説明に対して、質問のある方どうぞ。何かありますか。

○教育長　この様式は大きくしただけですか。

○生涯学習推進課長　英語で外国人にわかるような状態で表記をしております。

現行の一番最後のとを比べていただきますとわかります。

○小島委員長　現行にはないですね。

○教育長　もう一つは、確認欄のところを何で、ここがないのかなと。学校名のところと確認欄のところは。

○澤委員　改正案の方は入っている。

○教育長　いや、改正案の学校名のところは、例えば「s h o o l」とか。

○澤委員　本当ですね。英語が入っていないですね。

- 教育長 あるいは確認欄、チェックなのか何かわからないけれども、ここは全然英語表記がないのですよね。何か理由があるのですか。
- 生涯学習推進課長 生年月日、氏名、申請年月日等と分けているのはなぜかということでしょうか。
- 澤委員 学校名のところは書かなくてもいいわけですか。
- 生涯学習推進課長 「s c h o o l」と入れればわかるかと思いますが、日本の学校で学んでいる部分があるとすればわかるかと。
- 小島委員長 在勤の場合には、勤務先名「Company's Name」と書いてあるのですが、学生の場合、学校名を書く欄がないですね。書かせるわけでしょう。
- 生涯学習推進課長 そうですね。記載させていただきます。
- 小島委員長 記載していただくのだったらやっぱり学校名も「s h o o l Name」というのですか。何か入れた方がいいのではないですか。
- 生涯学習推進課長 入れるよう考慮させていただきます。
- 小島委員長 そのほか、何かございますか。
- 澤委員 申請して許可になると、カードが得られるのですよね。
- 生涯学習推進課長 こういったカードを。
- 澤委員 その有効期限はあるのですか。
- 生涯学習推進課長 今のところ、これはないです。
- 澤委員 港区の場合は前と同じように有効期限を決めないのですか。利用者は便利なのですがけれども、引っ越しても、持っていれば使えるという話になってしまうから、便利なのですがけれども、それでいいのでしょうか。
- 小島委員長 では今後の検討課題ということでよろしいでしょうか。
- 生涯学習推進課長 それについては課題としてございますので、今後検討します。
- 次長 取り扱いしているのではないですか。例えば在勤者だったら、同じところに10年も20年も勤めるとそこを退職した後も有効になってしまいます。
- 澤委員 東京都は何年か前から3年位にしたのです。3年たつと、更新しなくてはいけない。
- 生涯学習推進課長 今のところこうした有効期限や更新制度がないので、その点は課題になっています。3年ぐらいがいいのか、5年がいいのか、その辺も含めて検討します。
- 五味原委員 この改正案の申請書は、在住者が全ての項目について英語で書いているのならば、同じように在勤者も全て書くべきで、在住者は学校名は日本語なのに、それでいて今度は在勤者の方は勤め先の住所に関しては日本語のみで電話番号だけ書く。こういう中途半端はやめた方がいいと思うのです。書くならば全て書く。ただし、一番下の確認欄というのは申請を受けた方が使うわけだから、それはそれでもいいでしょうけれども、しかし、何か寸足らずだと思います。
- 小島委員長 どうですか、今この席で合議してしまいますか。それとも検討しますか。
- 生涯学習推進課長 バランスがとれるように表記について検討させていただきたいと思います。
- 小島委員長 わかりました。では、各委員の意見を参考にして検討するということでございます。

よろしいですか。

それではこの辺で採決に入りたいと思います。

議案第22号について、申請書にはすべてに英語表記を併用すること、と付帯意見をつけて、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第22号については可決することに決定いたしました。英語表記については原案の内容を変更するものではなく、表現の問題として、十分に検討して表記してください。

3 議案第23号 港区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

○小島委員長 それでは、続きまして議案第23号 港区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について、指導室長、お願いします。

○指導室長 まずは資料ナンバー3をご覧ください。港区立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてということで1枚おめくりいただきますと第5条のところに統括校長と言って、各学校に、委員会が別に定める基準に基づき、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、統括校長を置くことができるということ。第6条の5に特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。5の2ですけれども、同じく高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができるということの内容でございます。

その背景につきましては、6月下旬、東京都教育委員会におきましては、都立学校において、校長、教諭、養護教諭の職を分化し、平成20年度から都立学校に統括校長、主任教諭、及び主任養護教諭の職を設置することを既に決定しているものでございます。東京都の教育委員会から区立学校におきましても、同様の規則改正を行ってほしいというのが求められているところでございました。それはなぜかと言いますと、この改正に伴って処遇の改善、給与に関する処遇の改善などを検討するためには今後都の人事委員会にかけて、それを検討するということをしなければならないということです。まずは規則の改正を求めているということでございます。これは職の分化につきましては、なぜかということでございますが、都教委の説明によりますと、教諭及び養護教諭は採用されますと管理職にならなければ退職まで教諭の職にとどまっております、給与も年功的、比例的に上昇するということでございます。そこで、職務の困難度や責任の度合いに応じて教諭の職の分化を行い、給与もそれに応じたものとなるよう、見直しを図ったということでございます。このことによりまして、教員一人ひとりの意欲を引き出し、資質、能力の一層の向上を図ることを目的としているということでございます。

統括校長というのはどういうものかと申し上げますと、特に重要かつ困難なということは、例えば先進的な取り組みを推進する、研究開発学校だとかそういう学校、統廃合の対象校、大規模校、地域の実情によって学校運営に特筆すべき課題に通じている学校、あるいは小中一貫教育校など、例としてそういったところが挙げられております。

今後、配置のことや運用、資格等につきましては現在検討中ということでございますので、その

検討を待っているところであります。主任教諭につきましては、幅広い視野に裏づけられた的確な授業、検討会をもとに実践的、効果的な指導となる。あるいは分掌する校務についての的確に遂行するとともに、主管をフォローするなど、校務運営全体に貢献する、あるいは同僚や若手教諭への助言、支援など、指導的な役割を果たすというようなことで、そうしたものを主任教諭と言うように位置づけていきたいと思います。これにつきましても今後の変更等につきましても検討中ということでございます。先ほど申し上げたようにこれを各区市町村教育委員会が規則を改正するのを待って、東京都全体としてこの給与の処遇についての検討をするためにこの時期にぜひ改正してほしいということがございますので、港区におきましても、この件につきましては審議の上、ご決定いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、ご質問のある方。

○五味原委員 特に統括校長については、いかような職務内容にするか。そして、だれをするかというのは区の教育委員会が決めてよろしいのですか。

○指導室長 区の教育委員会で考えています。ただ、いろいろ内容については、都の人事部と協議をするということも聞いております。

○小島委員長 統括校長をだれが決めるのですか。今の話ですと。

○指導室長 区で決めますけれども、最終的に決定するのは校長の指名は東京都の教育委員会です。

○五味原委員 都の職員ですからね。

○指導室長 東京都職員ですから、東京都が決定いたします。こちらは意見具申をするという立場です。

○五味原委員 申請して受けるか受けないかですね。

○指導室長 そうですね。変更もあるのではないかなというように聞いております。

○小島委員長 統括校長という言葉が普通の人が理解すると、複数の校長がいて、そういうグループの中の上に立って、その周りの校長を指導する校長が統括校長というのではないですか。意味が違うのですか。

○指導室長 先ほどいくつか申し上げたように、全体を先進的な教育の取り組みを推進する。その推進したことについてはその区の中で、その成果を全体に還元するという役割も担うということもあると思いますし、今、東京都の例では、学校という形で、人につけるのではなく、学校にという言い方をしているのですが、その点については今いろいろ意見を申し上げているところです。

○小島委員長 学校運営が困難な学校とか、統廃合の予定がある学校とか、そういうところに普通の校長先生よりさらに能力のある、経験の深い校長をつけたいという趣旨だと、統括という名前がおかしいのと思う。そういう場合は、何と言ったらいいのか。拠点校校長、重要校校長。何か統括校長というと、ブロックの中の校長先生の中で指導的な役割を果たして、他の校長先生を指揮命令、指揮命令までではないが何らかの権限がある。

校長先生の中でも経歴の長くなった有能な先生を他の校長先生と違う位置づけにして、何かしようというのですか。

○指導室長 統括校長の職の趣旨といたしましては、地域に根差した学校づくりとか、特色ある学

校づくりというのを進めてきて、そういうことを推進している中では、同じ校長の中でもやっている中身が学校によって職務の重量度とか困難度に違いが生じてきているという背景がありますので、そうしたことをさらに推進するためには、職責に応じた処遇をきちんと行うということが重要だと、そういう背景で、考え方で統括校長を設置するという都教委の説明です。

○小島委員長 都教委はそうお考えになっているようですが、私は校長先生はみんな平等でいいという気がします。

○澤委員 そうだと思います。私は委員長に賛成ですけれども。教育長が、前に話をしましたが、小中一貫校だと、それは一人の校長だと確かに統括校長と言える。そういう意味で、何か特別の役割があって、それを果たすことが期待されている、そういうケースも例外的にあってもいいのかなと思います。ただ、名前が統括というと、確かに何かしっくりしませんね。

○五味原委員 これからしますと、都教委が言っていることには、まずは規則だけが先行していて、中身の何をするかということがはっきりしないわけですから、我々は港区としていろいろ検討して、いかように、その統括校長を使うかということを考えればいいわけですね。その上でこれを認めるか認めないかということになるのではないかと思いますけれども。

○次長 若干ご説明いたしますと、行政系が10年以上前に統括課長というのを導入したのです。多分それと教育委員会がやろうとしているのはほぼ同じような形かと思いますが、統括課長という位置づけは要するに職につくのか、人につくのかということがその当時から言っているものでございました。行政系の場合には、各部の、例えば港区で言うと、各部の庶務担課長とかのポストについては、基本的に統括課長というポストです。それから、困難なポストとして総務、人事、財政的な部分は統括課長ポストにしております。ただし、これが若干あいまいなのは、経験だと何かによって統括課長ポストなのだけれども統括課長になっていない方がそこに着任するというケースもあります。その辺はちょっと属人と属職場とのバランスの保護という部分があるのだろうけれども。多分統括校長も、基本的な部分と、ただ統括校長だった方が一般校へ異動したら降格するかというと、多分降格はしない。

○小島委員長 何となく言わんとすることはわかってきました。一定の経験年数を経た方が困難校とか大規模校とかに赴任をされる際に統括校長として赴任をする。したがって、属人と属職場との中間的なもの、両方の要素が加味されている感じですね。

○指導室長 今の点につきましては、学校の状況も刻々と変わる場合もございますので、配置する学校については、定期的に見直しを図りながら、本当にふさわしい人をふさわしい学校にということとは区の考え方を都にしっかりと伝えることはできると思います。

○教育長 都教委が言っているのは、大体、全体の校長の何%くらいを具申しなさいと言っていますか。

○指導室長 10～15%です。そして配置可能校も20%程度。だから配置可能校は20%あり、配置する人は10～15%ということで、中の異動が少し余裕を持たせています。

○教育長 そうすると、うちで言うと、小学校が19校。ということは3～4人というぐらい。

○指導室長 そうです。4人だとちょっと厳しいです。

○教育長 3～4人。

○指導室長 2～3人。

○教育長 いや、推薦するのは3～4人で、実際になるのが2～3人いるかどうか。23区の教育長会でも、都の人事部の担当者が来て、いろいろ説明していったのですけれども、今次長が話したことに答えられていないのです。つまり属人的な部分と職につく部分と両方あるでしょうと言っているにもかかわらず、いや、それは職につくようにやりますと。でもそれは無理でしょうと。だって、統廃合の学校につけるとする。そして統廃合が完了してしまったらどうするのだと。そういう問題だって出るわけで、行政の中だってそういうことがたくさんあるではないかと。統括課長級のポストにそうではない人が入っていたり、逆に統括課長が統括課長級のポストではないところに就く場合だってあるでしょう。そういうこともどうなのですかという話をしても、今のところは、なかなか今細かいところの検討に至っていないという話なのです。ただし、給与改定をしていなければならぬということは、先ほど藤井室長も話をしましたように、都の人事委員会に出していかなければいけない。その期限がこの月末なのです。それに間に合わせるためには、23区、あるいは26区市町村の教育委員会でこういうことが整っておりますということを言っていけない限りは扱ってもらえない。したがって、規則改正だけはやっておいていただきたい、こういう話なのです。

○小島委員長 言わんとしていることはよくわかりました。ただ、若干の疑問もあるので、質問をしておかないと。

○澤委員 私は先ほど室長の説明で、もう一つ重要なことは、この主任教諭及び主任養護教諭という、今まで学校現場というのは、主幹は給料が上がらないという話なので、教頭とか校長にならないと、いわゆる基本給以外は上がらない。では、生涯、定年まで教えていて、それに情熱を傾ける人は、そこの評価は何もない。我々の技術系の企業でいうと、要するにマネジメントの系列に入らないと給料が上がらないのではなくて、専門職という、そういうコースを日立も東芝も皆つくっているわけです。

○小島委員長 そうすると、主任というのはマネジメント上の何らかのポストではないのですか。

○澤委員 ないですね。

○小島委員長 ない。

○澤委員 だから主任という言葉が正しいかどうかというのは、ちょっとこれも問題なのですけれども。ただ、これは重要な方向転換になると思います。

○教育長 管理はしないのですね。管理はしないけれども指導はするのです。若手教員の指導をする。だから指導者なのですね。

○澤委員 部下とかそういうのはいない。企業の場合は、基本的には技術に専念します。第6条の5というのは、運用の仕方によっては意味がありますね。

○小島委員長 わかりました。統括校長と普通の校長とでは、どちらのほうが偉いとかあるのですか。

○澤委員 並んだときは、統括が一番格が上ですか。

○指導室長 ちょっとまだ、そこの辺りは見えておりません。

○小島委員長 席次はやっぱり総括の方が。統括という言葉をもう一度都教委で練ってもらった方がいいのではないかという気はするのですよ。いろいろなご説明を受けたわけですが、若干、疑問点もなきにしもあらずですが、中身的にはよくわかってきました。ほかに質問はございますでしょうか。

ほかになければ採決に入りたいと思います。

議案第23号については原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それではご異議なきものと認めて、議案第23号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

4 議案第24号 平成20年度区立小学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

5 議案第25号 平成20年度区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

○小島委員長 続きまして、議案第24号 平成20年度区立小学校特別支援学級使用教科用図書の採択について、指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは議案資料ナンバー4ということでございましたが、あわせまして資料ナンバー5、同じく区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択についても、小・中あわせてご説明をさせていただき、ご審議いただきたいと思います。

区立小中学校の特別支援学級使用教科用図書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号等の法令によりまして教育委員会が毎年採択することになっております。また、この特別支援学級の教科書の選定に当たりましては、学校教育法第107条により、特別的教育過程による場合や、教科により該当学年用の検定教科書を使用することが適切でないという場合には、それぞれの学校の設置者の定めるところにより、ほかの適切な教科書を使用することができることとなっております。一つ目は、学年を下げた検定教科書の採択。例えば中学校でも小学校の検定済教科書を使用することができます。二つ目には特別支援学校用の文部科学省著作教科書の採択です。例えばこういうところが文科省の教科書になります。三つ目は一般の市販図書からの採択。これはいわゆる107条図書と言われるもので、こういう絵本です。一般図書は、こういうものが出ておりますが、こういうものにつきましても、採択できるということになっております。東京都教育委員会の調査研究資料を中心に、特別支援学級ごとに児童・生徒の障害の状況や指導の内容から総合的に判断し、ふさわしいと思われる教科用図書の案を今回ご提案させていただきましたので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問はございますでしょうか。

○澤委員 これは以前に、あらかじめ配られた資料も含めてという、そういうことですね。

○小島委員長 はいそうです。

○澤委員 各校長先生から出していただいている調査書の中で、港南小学校の国語ですか。4年生の複数図書選定候補ということで、一つは検定本の小学校の2年生のもの、もう一つは、同成社の『ゆっくり学ぶ子のための「こくご」』となっています。複数図書選定理由というのは、同じ4学年

だけれども、児童に対応して使いたいという、そういうことですよね。

○指導室長 そうですね。

○澤委員 それは対象とする学年の子どもの、そういう理解力に違いがあるので、子どもに応じて別の教科書を使いたいという、そういう趣旨ですかね。

○指導室長 多分一緒に使う形で、今の二つ目の、たまたま、今持っている「ゆっくり学ぶ」という、中がこんなふうになっていますが、教科書を使いながら、さらに補助的にこういったものも使いながらということで勉強しているということです。

○小島委員長 そのほかございますか。

○澤委員 本村小学校音楽の一番上ですが、これも養護学校用につくられた本ということで、お子さんの実態にあって選んだということですか。これはこの東京都の研究資料にも載っていない、養護学校用につくられたという、実態はよくわからないのですけれども、先生方が、教えている子どもたちの内容に則して、一生懸命見つけてきていただいて、こういう教科書を推薦しているということですか。

○指導室長 星がついているものは、文科省の検定本なので、これはもう教科書として使われているものです。

○澤委員 なるほど。いずれにしても、特別支援学級のことなのだけれども、養護学校の教科書を使用しているということで選んでいただいていることですね。

○小島委員長 そのほかご質問はございますでしょうか。

今、澤委員がご質問したように、各生徒さんにあったものを、各学校の先生から選んでいただいている。

○澤委員 青山小学校の曾根先生からの調査書の一番上ですが、検定本を使いたいということで、選定理由が、1年生の実態がわからないと書かれているのですが。

○小島委員長 科目何でしたか。

○澤委員 国語です。

要するに、1年生の実態がわからないというのは、この4月から既にもう教えておられるのだと思うのですけれども、2カ月や3カ月ではわからない、そういうことですか。

○指導室長 これは来年の1年生のものです。

○澤委員 来年の1年生ですか。わかりました。

○小島委員長 そのほか何かございますでしょうか。

それでは、議案の24号、25号、一括して説明、質疑しましたので、まず議案の24号について審議します。

○澤委員 25号もいいでしょうか。

○小島委員長 質問ありますか、どうぞ。

○澤委員 六本木中学の佐藤先生から出していただいている、音楽のところで、2年生の一つは検定本、「中学音楽2年」です。一つは一般図書として能力的に検定本は難しいということになっていて、その次のページの本が選定されていますが、これはそういうことですか。

○指導室長 この様式2については、この資料の中に載っているものがあげられているのですが、この「リトミックベスト10」については、この中に紹介されていません。担任の先生がいいということで、これにつきましては都に照会をして、こういうのはどうだということを検討して、いいですよと許可を得ているところであります。内容は、リトミックという、体を使ってリズムを出して楽しむという本です。

○小島委員長 よろしいですか。ほかに何か、議案の24号、25号に関してご質問あるでしょうか。ほかになければ採決に入ります。

まず初めに、議案第24号について、原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第24号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第25号について、原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第25号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

第2 教育長報告事項

1 平成19年度第3回港区議会定例会提出予定案件について

○小島委員長 それでは、日程の第2、教育長報告事項に入ります。

まず1番目に、平成19年第3回港区議会定例会提出予定案件、図書用ICタグの購入について、図書・文化財課長、お願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは資料ナンバー1をご覧ください。

3のその他、一番最後からでございますが、本件の契約総額が1億1,200万円余となり、議案として第3回定例会に提出いたしますので、ご報告させていただくものでございます。

図書館資料へのICタグ装備につきましては、新赤坂図書館において昨年度行いまして、4月開館とともに活用をしております。図書館利用者へのサービス向上と所蔵資料の効率的な管理などのため、他の図書館5館についても順次整備をしていきます。

まず、据置型リーダライタは、ICタグの図書館資料情報やゲート通過許可に関する情報の読み取り、書き込みを行うものでございます。またゲート型のリーダライタは、図書館資料の不正持ち出し、貸し出し処理がされていないまま持ち出しする、あるいは貸し出し禁止の資料を館外に持ち出してしまうということを検知して、ブザーで知らせるものでございます。

ICタグに保存される情報につきましては、ゲート通過の可否、資料番号、受入年月日、最終貸出年月日、貸出回数などの情報のみで、利用者の個人情報は記録されません。購入の物品でございますが、ICタグは、図書用、文庫用、CD、DVD用、それからビデオ用の4点で、数量につきましては記載のとおりでございます。

次にリーダライタでございます。据置型とゲート型の2種類ということでございます。数量と配

置場所は記載のとおりになっております。めくっていただきますと、写真がございます。上が据置型のリーダライタ、中段がゲート型のリーダライタでございます。一番下には赤坂図書館で設置してございますゲート型のリーダライタを参考までに添付してございます。全6館について、順次整備をしていくために、ＩＣタグ等につきまして購入をするものでございます。報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの報告に対して、何かご質問ございますでしょうか。

○教育長 この据置型とゲート型というのがあるのですが、麻布は据置型1台ですかね。ゲート型がないということは、これは何か理由があるのですよね。その理由を教えてください。

○図書・文化財課長 麻布図書館については、改築計画がございます。ただ、現段階でちょっと中断をしておりますが、改築をしていくということで、ゲート型のリーダライタについては当面つけずにおいて、資料だけは、各図書館相互協力で、例えば麻布にないけれども、みなと図書館から取り寄せる、そういったこともございますので、据置型のリーダライタは麻布についても設置しておく。なおかつ麻布図書館の図書資料の整備を進めていくということで考えております。

○教育長 もう一つ基本的なことを教えてください。据置型とゲート型の役割の違いというのを教えてください。

○図書・文化財課長 写真をご覧いただきたいと思うのですが、据置型リーダライタというのは、この一番下にあるのが電波を感知する読み取り機になります。ここの白いところの上に、例えば図書を10冊置きますと、今まで一冊ずつ全てのバーコードを読み取っていたものが、一遍に感知できます。それで、カウンターに何冊かを一挙に置いてもらって、図書館のカードを出してもらえれば、それで一遍に貸し出しの処理ができます。返却処理も同じような形でできます。

それから、この上の方の機械ですけれども、これはパソコンにつながる機械で、この両方がセットになって読み取って、書き込んだり、データ処理をする機械が、この据置型のリーダライタです。

ゲート型は、いわゆる、ただゲートがございまして、そこから貸し出すときにブザーで知らせる、どの本を持ち出しているというのが、全部わかるようなシステムになっております。

○教育長 全く役割が違うのですね。

○図書・文化財課長 はい、違います。それぞれがＩＣカードを読み取る機械ではあります。

○澤委員 今の説明ですと、図書館側で本等の整備とか、据置型でいろいろできるということですか。

○図書・文化財課長 そういうことでございます。

○澤委員 いろいろ方法がある。

○小島委員長 このゲート型は、盗難防止一本の目的なのですか。

○図書・文化財課長 ゲート型は、基本的には盗難防止一本ですね。ここを通過できるように、できないようにということをＩＣタグで確認していますから。

○小島委員長 そうすると、どの本というのわかるわけですね。

○図書・文化財課長 はい。ただ、雑誌につきましては、1年ぐらいで廃棄しますので、雑誌にはＩＣタグをつけずにやっと思いこうと思っています。

○小島委員長 そのほかご質問ございますか。

○澤委員 そういう意味では、非常に図書館の管理とか運営がやりやすくなる。最終的にはそういうことになるのだろうと思うのですけれども、このメーカーはどこですか。

○図書・文化財課長 それは製品指定をさせていただきまして、こちらの方のＩＣタグについては、内田洋行製というのを選びました。製品は指定をして競争入札します。

○澤委員 ということですか。大体、概算としては１億１,０００万円ちょっとかかりますが、効率化が期待できるということですか。

○教育長 ゲート型の中で、入場者カウントなしというのと、ありというのがあるのですけれども、なぜこのように分ける必要があるのですか。

○図書・文化財課長 高輪図書館の入場者のカウンターは、ゲート型でやらなくても、現在カウンターがついています。光電型のカウンターがありますので、ここに関しては、ゲート型はカウンターを取りつける必要がないので、カウンターなしで購入をするということです。

○教育長 値段的にはそんなに変わるものなのですか。

○図書・文化財課長 そんなに変わらないと思います。

○教育長 そうですね。

○図書・文化財課長 高輪は現在、そのカウンターがついているので、ここではカウンターなしで製品を指定しました。

○教育長 もう一ついいですか。さっきの説明でよくわかったのですけれども、この据置型リーダライタというのがあれば、本を図書館の職員に見せなくても、それを置けばいいのでしょうか。

○図書・文化財課長 はい。

○教育長 置いて、何かその図書カードをかざせばいいとか。そうすると、そこには職員が要らないとか、それをいくつも置くのですよね。例えば、みなとや三田は９台置くのですよね。そうすると、それだけあれば、もう自分でどんどん借りられてしまうということでもいいのですか。

○図書・文化財課長 自動貸出機というのは、また別にございます。基本的にはこれと同じようなものなのですから、自動貸出機を別のところに置いておくのが一般的です。例えば、埼玉県は、今、自動化された図書館が進んでいます。やはりセルフとはいっても、自動貸出機に慣れるまではカウンター業務で両方並行でやっておりますので、全てカウンターなしというわけにはいきません。

○教育長 それはそれでいいのだけれども、そうではなくて、自動貸出機がなくても、この据置型リーダライタというのがあれば、１０冊なら１０冊、ぼんと置けば、カードがあって借りられるでしょう。今、そういう説明だったですね。

○図書・文化財課長 そういう意味では、そこでそういうふうやることは可能だと思います。

○教育長 可能ということはどういうことかな。それをやるのかやらないのか。

○小島委員長 据置型リーダライタというのは、何のために設置するのですか。

○図書・文化財課長 据置型のリーダライタは、ＩＣタグに情報を入れたり、それを読み取るための機械でもあります。それから、今までだと、カウンターでバーコードを１つ１つ見ていたのが、それのかわりになるものがこれなのですね。

○教育長 ですよ。だから、私が借りる人だとすれば、例えば5冊を持って、これ借りたいと言って、その据置型のところに置いて、そしてカードも置けば、それでもう貸していただけるというふうに解釈していいのですか。そうでないと意味がない。

○図書・文化財課長 置いてもらって、貸し出しはできます。

○教育長 できるのですね。じゃあ、人はいなくても大丈夫なのですよ。だって9台置くのだから。

○図書・文化財課長 そのカウンターのところ、今現在は人を置かないと無理です。

○教育長 いやいや、そうではなくて、人を一人は置いてもいいのだけれども、借りる側からすれば、それでできちゃうのか、できないのかということを聞いているのです。

○図書・文化財課長 できるはずですよ。

○教育長 できるのですね。

○図書・文化財課長 ただ調査が必要ですから、例えば図書館カードを置きました。で、何冊ですとか、何冊借りますとか、そういうことがあります。要するに、自動貸出機もそうなのですけども。

○小島委員長 今の人数よりも少なくてもできることは間違いないようですね。

○五味原委員 そういうことは、借りに来られる方が操作がよくわからない。例えば銀行のATMのところには、大きい店には何台かずらっと置いてある。そこに行員がついていて、わからない人に対して、その場でアドバイスしている。こんなような様式になるのですか。イメージとしては。

○図書・文化財課長 現在のイメージでは、今までバーコードで本を預かってやっていたものを、それがなくなるだけというふうに、とりあえずは考えていただいた方がいいです。職員はいません。

○澤委員 ちょっとイメージわかりませんが。

○教育長 9台も置いて、それに1台に対して一人ずついるという、例えば、みなと図書館は9台ありますよね。

○図書・文化財課長 みなと図書館は今、3カ所カウンターあるので。

○教育長 だから、9台、三つずつ置くのでしょうか。

○図書・文化財課長 はい。

○教育長 その三つずつに一人ずつつくのですか。

○図書・文化財課長 今現在のところ、一人ずつついていることはないです。

○教育長 ない。

○図書・文化財課長 忙しいときは三人いますけれども、二人だけとか一人だけというときはあります。

○教育長 バーコードをやるかわりにそれがあるだけの話。バーコードでピッ、ピッ、ピッとやるおかげで、やらなくてもいいけれども、ぽんと置けばそれができてしまうというそれだけの話ですか。

○図書・文化財課長 今はそうですね。それと、ゲートで盗難防止です。

○教育長 それはゲートの問題ですよ。

○図書・文化財課長　ですから今後、また自動貸出機というのを、この据置型のリーダライタの発展系みたいなものを置かないといけないのですね。自動で貸し出しできるものを。そうすれば自動で貸し出しができる。

○次長　要するに皆さんがわからないのは、ピッ、ピッ、ピッとやっていたのが、今度据置型というところに本を持って行って、利用者が1回行かなければわからないけれども、慣れてくれば、ほんと置けば、自分で本の貸し出し手続、返却手続が全部できるようになるのですね。

○図書・文化財課長　今、この導入だけの話の中では、それはできないのです。

○澤委員　難しいですね。

据置型リーダライタというのは、多分、I Cタグの情報を入力するとか、それを読むという機能があるだけで、本を借りるためには、またそのカードがあって、借りる人の情報を入れなくては行けないので、そういうソフトがさらに必要となる。

○小島委員長　ソフトの問題ですか。

○澤委員　大体、63万8000冊もの情報を入力するなどの準備がありますね。
機械は便利だけれども、使うようにするには、まだ何かいろいろと必要ですね。

○小島委員長　わかりました。

○五味原委員　ソフトその他をいかようにつないでいくかの問題点ですね。

○次長　要するに、だれがどういうふうによりになるのかということを説明しないと、1億円かかるのですから。

○図書・文化財課長　今すぐは絵にならないです。でもこういう整備をして、自動貸出機が全部整備されれば、それぞれのところで自動的に貸し出しもできます。

○小島委員長　だから、つなぐソフトがないのですね。

○図書・文化財課長　それは、赤坂については今年度中に自動貸出機をつけるようにします。ほかの図書館については、来年度の予算で自動貸出機をつけたいと。ただ、物理的な条件もありますので、麻布はすぐにはできません。それ以外のところは何とかつけていきたいと、そういうふうに考えております。

○次長　これを利用者個人でなぜ使えないのだということを説明してください。これがつけられれば、利用者が無人で貸し出し手続ができるのですよと、そういうものではないのですか。

○図書・文化財課長　これは違います。

○五味原委員　その一歩前の段階ということ。

○教育長　何で人がつかなければいけないのですか。

○五味原委員　そこまで全てをコントロールするソフトの問題点なのですよ。

○図書・文化財課長　それも一緒にやっていくわけですが。

○澤委員　データ入力図書館側でやっていくのですか。

○図書・文化財課長　業務委託でやります。

○澤委員　それは1億1,000万と別になるのですか。

○小島委員長　まだお金がかかるのですか。

○教育長 要するに、ゲート型を入れた意味は盗難防止、年間何千冊ぐらい？

○図書・文化財課長 現在は6,000から4,000。今年が一番少なかったですね。

警備員を入れた関係もあるかと思うのですが、赤坂を除いて4,134。これが本です。

○教育長 大体4,000冊～5,000冊とすると、結構な値段になる。その防止も一つあると。それから、近い将来には、赤坂は今年度中にはその自動貸出装置というのを入れれば、この機械で自動貸し出し、つまり無人の中で利用者はできると、こういう話ですね。

○図書・文化財課長 そうです。

○教育長 わかりました。急いでその自動貸し出し装置というのを入れなければ、それでやらないと。なかなか、セットですと、やっぱり人が何人減りますよという話になるので、これは随分意味が違ってくる。

○小島委員長 ただ、1億何千万円かかるのですから、もう少し、教育長の言うように便利にならないと、と思います。この程度でよろしいでしょうか。

なお、第3回定例会提出予定案件としましては、「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」がございますが、この件につきましては、前回の教育委員会で報告を受けておりますので、念のため申し上げます。

5 芝浦小学校・芝浦幼稚園移転説明会等の実施状況について

○小島委員長 続きまして、芝浦小学校・芝浦幼稚園移転説明会等の実施状況について、庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 お手元の資料ナンバー2をご覧くださいと思います。芝浦小学校と芝浦幼稚園の移転説明会の経過をまとめた資料でございます。ちょっとこれにつきまして、ざっと説明させていただきます。

まず、アンダーラインがひいてありますが、19年3月30日に、地域の住民の各長ということで、町会長、商店会長を対象に、副区長、芝浦港南総合支所長、地区政策課長が、芝浦の再開発ビジョンの情報提供をしたものでございます。この中では芝浦小学校移転もありますということは含んだ形でございます。質疑の中身としては、積極的ではないけれども、全体としては前向きに移転は理解されたという感触といいますか結果でございます。まだ情報提供という段階でございました。

その後、4月3日、今年度になってから、芝浦小学校の会議室におきまして、芝浦小学校PTAの役員の方々に、移転に関する情報提供と移転そのものについての意見交換を行いました。参加者は6名ということでございました。これにつきましては、教育次長、庶務課長、学校施設計画担当課長、3名でお話をしました。質疑としましては、三田ナショナルコートからの通学路の確保と、改築期間については児童の教育に支障がないよう配慮してほしいなど、地元では既に東電がかかわっている話は知っているという話もありまして、おおむね了解は得られたという内容でございました。

こういった経過を受けて、本年5月22日の教育委員会臨時会におきまして、移転を決定したものでございます。

この後でございますけれども、芝浦幼稚園の移転に関する情報提供ということで、実は移転を決定したにもかかわらず情報提供というのは、まだ庁議といいますか、区長の方に報告をしていないという関係がございましたので、説明会ではなくて情報提供というような扱いにさせていただいております。これにつきましては、6月4日月曜日に芝浦幼稚園講堂で、芝浦幼稚園のPTAの役員の15名程度の方々にお集まりをいただきまして説明会をしました。

質疑の内容でございますけれども、学校関係の話としては、プレハブの設置をするのであれば、今年度、どこに移すのですかと、工事はいつからですかという質問がございました。

後は、校庭の舗装の問題がありましたので、移転をするのであれば必要ないのではないですかというような話になりまして、後は児童の安全確保をお願いしたいということで、全般として反対という意見は全くございませんでした。

この後、7月9日、これは6月27日に、区長に報告しておりましたので、その後ということでしたので、説明会という形で、まず芝浦小学校移転に関する説明会を開催しました。これは前の週に全児童に「説明会開会のお知らせ」を配布しまして、開催したものでございます。当然、PTAの方にも相談を申し上げまして、曜日や時間の設定をしたものでございます。全体として40名程度の保護者の方のお集まりをいただきました。庶務課長と学校施設計画担当課長の方で対応をしました。質疑の中身としましては、ほとんど了承されているという印象でございましたけれども、新しい学校においては、緑豊かな学校にしてほしいというような要望がありましたけれども、ご相談、ご説明、要望なりはございませんでした。

この後、7月18日に田町駅東口北側の再開発ビジョンということで、学校の移転を含む全体的な地域への説明会がございました。これは地域内の全世帯にチラシを配りまして、7月18日6時半から開始しますということでやったものでございます。当日は、住民側、保護者等、約160名出席をしました。裏面でございます。区側の環境街づくり支援部、企画課、教育委員会ということで、今回、区側も10数名の参加をしました。

質疑の内容でございましたけれども、大変もめました。全体としては半分程度は再開発の問題、あと箱物行政について。あと半分につきましては、芝浦小学校移転についての質疑応答という形でございました。全体としては、芝浦小学校の移転に伴う区民施設の整備に賛成が多く、前向きな意見が非常に多かったということがありますけれども、一方で、1名の方が強硬に移転を反対、1名が強硬に箱物行政反対という、2名の方が突出して反対意見を述べられました。数名がこれにちょっとつられるような様子がございました。強硬な1名の方以外は、反対という意見はなかったのですが、箱物行政反対という方も、終わった後、私どものところに見えられまして、芝浦小学校については、東ガス用地に移転すべきだという意見を持っておりました。

なお、その後でございますけれども、強硬に反対された方は、港区区議会議員34名全員に対して郵便で、地域の意見を聞かない、保護者の意見を聞いていない、非常に決定は不透明であるというようなことで、移転賛成(○)か反対(×)かアンケートを議員さんに送付という状況がございました。

ちなみに、当日の様子でございますけれども、反対者の方は、ずっと司会者やほかの方が発言し

ているにもかかわらず、ただ立ち上がって一方的にしゃべっているという形でございました。参加者の方々から「あなただけではないのだから、やめろ」という意見が飛び交うくらいずっと一方的にしゃべりまくるという状況でございました。また一方で、公共公益施設の整備について、こういうふうにしてほしいといった意見があると、全体から拍手が巻き起こるような状態でございましたので、おおむね9割以上の方々が賛成しているという印象がございました。

その後、翌月の19日には、朝、芝浦幼稚園の方で保護者の説明会を開催しました。全体で40名をちょっと超えていたと思うのですが、資料が40部用意して足りなかったのも、ちょっと超えておりましたけれども、質疑応答はなしということでございました。特に芝浦幼稚園につきましては、園児の方々、それから芝浦幼稚園から学校に入学をしますので、一番大きな問題があると思っておりますので、学校と幼稚園は別々に説明してまいりました。

区民文教の関係でございますけれども、7月2日に区民文教常任委員会で報告をしました。急増しているという状況をご理解いただきまして、与党、野党を含め、早期対応をする学校ということから理解をするという意見がございました。この段階では与野党ともに賛成というか、反対はございませんでした。

それから7月30日に、再度区民文教常任委員会があったのですが、これについては区からの報告ではなくて議員からの意見ということで、実は反対者の保護者からアンケートが来ている。こういう状況の中で、移転に利があるということについては十分理解、納得をしているけれども、何度でも説明会をすべきというような意見が野党側から出ました。これにつきまして、私どもの方は十分理解を得ている状況にあるところで、数回説明会をする気はございませんという答弁をしております。

なお、数が少ないのではないかという意見があったのですが、416名という今回出た人の40名ということで、大体これが1割ということかもしれません。ただ、ビジョンの説明会について考えてみると、それについて160人参加をしているのですが、芝浦港南、芝浦の1丁目から4丁目、それから海岸2、3丁目は、現在、1万5,700人が住んでおりまして、一世帯三人で換算したとしても、大体5,500世帯がございまして、160人の参加ということになれば、2.9%ということで、10%という数字は決して低いというものではないのかなという理解をしております。

それから、今後の予定なのですが、8月26日、日曜日の夜に、今度は移転先の東電用地に隣接しております、メゾン田町という大規模なマンションがございまして、185世帯ございます。この方々を対象に芝浦港南区民センターの方で説明会を開く予定がございまして、おおむね今の状況としては、理事長さん等とお話をしておりますけれども、どういうものができるかというところに興味が出ていますね。移転に反対することはきいております。

今後もこういう形で進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○小島委員長 箱物行政という言葉が出ていますよね。ここで言う箱物行政とは何ですか。

○庶務課長 東ガス用地と今ある芝浦小学校、スポーツセンターの用地を入れかえて、いただいた東ガス用地に、いわゆる公共公益施設ということで、例えば、音楽、演劇ホールみたいな。それか

ら、いろいろなスポーツセンターを、今よりもずっとバージョンアップして。あと医療施設の誘致、こういうことを考えております。それから区民の人たちが自由に使えて集会ができるような地域活動の場、こういったものの施設の計画をしておりますので、これらにつきまして……。

○小島委員長 そういう箱物については反対だと、そういう意味で言っているのですか。

○庶務課長 そうです。

○小島委員長 はい、わかりました。

ただいまの説明につき、何か質問はございますでしょうか。

○澤委員 正式な芝浦小学校・幼稚園の移転に関する説明会で、今、委員長から箱物行政という声に関する質問がありましたけれども、もう一つ、芝浦小学校の移転に強硬に反対というのは、理由はということなのですか。

○庶務課長 二つあったと記憶しております。一つは、この方は、お住まいは芝浦1丁目というところで、通学区域が、学区域が一番北から南になってしまう。お子さんの通学距離が長くなるという点で反対というのがございます。あと1点は、そういう移転について説明がなかったと。ただ私も前の週の月曜日に説明会を開いているのですが、そういうこともご存じなかったということで、一方的に説明していないと言われたのですが、我々の方はちゃんと説明会を開いていますよとお話したのですが。こういったことです。

○澤委員 ということは保護者の方ですか。

○庶務課長 そうです。

○小島委員長 そのほかご質問ございますか。

庁議決定は7月ごろあったのでしたか。

○庶務課長 6月27日です。

○小島委員長 そうですか。前々から、澤委員から、この芝浦の問題だけでなく、教育委員会でいろいろなことを決定するに当たって、実質的に決めるより前に、保護者、地域の皆様方、利害が関係する人か、関係するような人たちに、前もってよく説明してというような要望があったと思うのです。これを見ますと、例えば5月22日の前の段階を見ますと、3月30日と4月3日の2回ですね。3月30日のときは町会長、商店会長クラスの人。それから4月3日はPTA会長、役員6名ということなのですが、少なくとも4月3日の情報提供のときは、PTA会長、役員6名というのでは、情報提供としてもったいないので、例えば、保護者全員くらいにしたらどうですか。

○庶務課長 ご指摘の点、私どももごもっともだと思うのですが、区有地から区有地へ移転をするという状況からしましたら、まずは今日現在においても、東京電力の用地は東京電力のもので、区の用地になっておりませんので、まだ区として話が固まっていない段階で、そういう情報を流してしまうということです。東電さんからの正式な了承をもらっていない段階で話してしまって、だめだったらどうするのかという問題もありますから。

○五味原委員 その件は、この問題が出てきて、我々が現地視察をした後の委員会でもやはり出て、私も申し上げたのですが、相手が私企業であるということになったら、それは情報としてどこまで我々は言うていいのかという問題点がある。むしろこの中で私が伺いたいのは、4月3日のPT

A役員に対して説明したのに対し、一体PTAとしてどのくらい会員に情報を流しているのかというのがポイントだろうと思いますよね。これですと、質疑応答の中では、地元では既に東電の話は知っているという方もいるわけですよね。これ以前の3月30日の部分で既に情報としては出ていっていると。この辺は非常に難しい問題があると思います。

○小島委員長 東電という私企業の件がありますので、いろいろな難しい点は確かにあるということとは、そのとおりだと思いますが。

○庶務課長 当然ですけれども、やはり相手のところに、話が詰まっている段階で説明会というのは、今回非常に難しいと。そういう意味では、教育委員会で一定の考え方をはっきりさせた後で説明会というスケジュールをとらざるを得ない。これが、ご意見を聞いてという話になってしまって、あくまで候補地ですよという話としたとしても、その後、そういう話が地元には伝わるわけですから、東電さんとしては聞いていないと言われても困りますし、大変難しい状況の中で説明会が足りないと言われてしまえば、そういう影響があるかもしれませんけれども、我々としては最善の手順を踏んだというふうに思っておりますので、ここにつきましてはご了承いただきたいと思います。

○小島委員長 はい、わかりました。そのほか。

○澤委員 これはなかなか難しく、庶務課長が言っているように、鶏が先か卵が先かみたいな話になります。当然、直接関係者からすれば、決まってから話をされても、決める前に話があるべきだ、しかも総合支所まで設けて、区民の意見を直接聞くという姿勢なのだからとなる。この5月22日の教育委員会で移転を決定というのも、今回はそういう私企業が相手なので、東電のその土地に行くということを前提にして説明会ができないという事情は十分よくわかりますが、きちんと保護者に納得していただくという前提で、この委員会決定をしていると私は理解しているわけです。だから、本当に真っ向から50%が反対ときたら、教育委員会としては、決定も変えざるを得ないということも含めてですね。確かに、相手が私企業で、まだ契約も交わしていない段階で、東電のところに行く前提で説明はできない。ただ一方では、決めた後で言われても、「いや、それは行政が勝手に決めているのではないの」という意見は必ず出てくるわけです。だからそれに対しては丁寧に説明して納得していただくしかないのかなと思います。

○小島委員長 だからできる限りね。保護者にどの程度、いろいろそのときのケース・バイ・ケースだろうと思いますが。

○五味原委員 この問題点は非常に難しいと思うのですよ。もし我々が説明して、既に何の了解もなく、もしくは売買契約、交換契約についてこれから話をしますよと、お互いにテーブルに着きましょうという契約でもあるならば別として、そうではなく表に出せば、もし東電側がどこかにその用地を売るための商談が進んでいれば、それでキャンセルになれば、それは反対に、我々教育委員会側、港区側は損害賠償の対象にさえなるわけですよね。ですからこの辺のやり方というのは難しいと思います。委員長のご専門だからよくお分かりだと思うのですけれどもね。

○小島委員長 それは難しいですよ。

○澤委員 後は、今のところ、芝浦小の移転に強硬に反対されている方は1名だというお話だから、区民文教常任委員会でも言っているように、教育委員会としては、できるだけ納得していただくよ

うなそういう努力をさせていただくということしかないのではないかなと考えます。

○五味原委員 この5月の22日には契約していなかったわけでしょう。

○澤委員 だから、教育委員会で決定しなければ、こちらは土地を買えないわけです。

○五味原委員 最終的な交渉に入れないわけですよ。だから、これは決定ということがいいか悪いかの言葉の使い方。先ほどの統括と同じなのですよ。

○教育長 この場合は、教育委員会で移転を決定しないと、区長部局に対して購入してくださいと言えないですよ。

○五味原委員 だから決定という言葉がね、内定というのかね。

○教育長 移転を決定しないと公表できない。これは区の土地であればもう問題がないわけで。

○五味原委員 交渉に入ってくださいという要望ですね。

○教育長 そこが難しかったのですね。おっしゃったように、今後も、そういう強硬な反対意見を言う方、これからも出てくるかもしれませんし、そういう人には個別対応もするというふうに庶務課長が話をしていますので。

○庶務課長 蛇足ですけども、7月いっぱいまで地域部門の再開発の関係でインターネットで意見聴取をしました。合計で99項目の意見がありました。そのとき、芝浦小学校の関係で反対というのが1件だけございました。これにつきましては、中身は、この方とは違う方だと思いますけれども、やはり東ガス用地がいいのではないかということでした。

○小島委員長 場所的なものかもしれません。

○庶務課長 そういうようなことで1点あったという状況です。ですから全体としては97～98件は確実に。

○小島委員長 東京ガスの件を言っている方は、土壤がどういうものであるかというようなことの認識はしているのでしょうか。した上でも反対意見を出すのですか。

○庶務課長 恐らくは認識されていないと思っています。

○教育長 ですから、東ガス用地であれば、早期の建設ができないのだということはわかっているのですよね。

○五味原委員 我々もそれは検討の余地があって。

○教育長 しかも、モニタリングをした後、さらにまた十分ではないということになると、さらにまたおくらせてしまうと。とてもではないけれども、そういうリスクが大きいところには移転はできないという、そういうことで、その辺はわかっていないと思います。

○小島委員長 そのほか何かございますか。この程度でよろしいですか。

それでは次に移ります。

3 平成19年度第2回港区奨学生候補者の選考結果について

○小島委員長 平成19年度第2回港区奨学生候補者の選考結果について、庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 平成19年度第2回奨学生候補者の選考結果でございます。応募者全体で3名でござ

いました。表のとおりでございます。募集枠としては35名の募集枠があったのですが、3名ということでございました。それぞれ保護者の方の収入状況等を調査しまして、旧日本育英会、現独立行政法人日本学生支援機構の基準を引用しておりますので、それにのっとりまして計算をしたところ、それぞれが基準値以下ということでAランクということになりました。したがって採用予定候補ということで3名を決定したというものでございます。

内訳でございますけれども、高校1年生の方が二人で高校3年生の方が一人申し込んでおりますので、恐らく3年という状況の中で経済的な困窮の変化があったというふうに思っております。ちなみに、この3名のうちの二人は、高1と高3の方はご兄弟でございます。以上でございます。

○小島委員長 はい。ただいまのご説明、ご報告に対して何か質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

なお、私もこの委員会に出席したのですが、今後大学生にも奨学金を出そうということで、今、検討されているということですので、若干ご報告ということです。

4 学校選択希望制の見直しに関する日程について

○小島委員長 続きまして、学校選択希望制見直しに関する今後の日程について、学務課長、お願いいたします。

○学務課長 資料ナンバー4をご覧いただきたいと思います。学校選択希望制見直しに関する今後の日程というところであります。学校選択希望制の見直しの案というのは、当委員会でも何度かお話しているところでございます。

私ども、昨年18年度に向けて、検討会に並行して、保護者の方を中心に、アンケート、意見等を受け付けしたところでございますが、地域の方には、学校と地域のかかわりについてどう考えるかということで、ご意見を具体的にいただいております。また、見直し案につきまして、区民文教常任委員会に報告した際も、やはり地域と学校とのかかわりについて、なんらかの対応策が必要ではないかというご意見等がございました。そこで、事務局としまして、見直し案につきまして、引き続き、保護者の方を初めとして、区民の方のご意見をお聞きしてはどうかということになりまして、今後、区民参加手続を一定程度とっていきたいというふうに考えております。具体的には、今後の日程のところなのですが、中学校区ごとにございます共育懇談会と区民参画手続といいまして、広報紙で区民から意見を募集する手続があるのですが、「広報みなと」とインターネットを使って、3カ月間ほど区民の意見を募集していこうというふうに考えています。集まった意見を集約して、もう一度見直し案について考え、必要があれば修正して加筆していこうと考えております。

したがって、当初、今年の学校選択希望制から変えていこうというやり方をしておりましたけれども、1年延期をして、1年間、区民のご意見をお聞きし、見直しに役立てていきたいというふうに思っております。見直しした案、意見の集約後の見直し案につきましては、十分に区民に周知し制度を変えていければと思っています。

以上でございます。

○小島委員長 ただいまのご報告に対し、何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 それは、教育委員会として必ずしも正式に決定していたわけではありませんけれども、教育委員会の姿勢としては、今までのアンケートから学校選択希望制は多くの方から支持を受けています。ただ根源的な課題として、常に地域との連携のことが言われてきて、そのことに対して、教育委員会としてどう納得していただくような説明ができるのかというのは、それは正直申し上げてなかなか難しいところがあるのです。確かに、今言われているように、この学校選択希望制を続けていくという姿勢が変わらないのであれば、その辺のことを区民が納得していただくような筋道をやはり考えていかなければいけない。

教育委員会では、原則としては、学校選択希望制は継続。ただ、兄弟枠という身近な問題があって、兄弟枠だけでも枠がいっぱいになってしまうことがある。その辺は、学務課長、説明してくれますか。

○学務課長 例年であれば、恐らく学区域外の希望者の枠の半分ぐらいは、兄弟枠で入学にはなるということが想定できます。

○五味原委員 その地域との連携という問題に関しては、選択制を採用するときから、在校生の父兄以外、PTA以外の地域からは非常に言われたことなのです。では、現実はこの選択性をスタートした前とスタートした以後で、本当に連携という問題は悪くなっているのかどうかというのが、問題点の一つではないかと思うのですよね。当時の考え方の中には、数字的に言うならば、何らかの理由をもって、学区域外の学校に行っているお子さんが当時でも10何%ぐらいありましたよね。それがやらなくてもやはり合法的に手続をして学区域以外に行っている。であればということが一つの思惑としてあったわけですよね。この辺が一番問題点ではないかと。選択制をやったおかげで実際に地域との連携というのは悪くなったのかというのが、一つ大きいポイントではないのかなという気がします。

これは地域によって非常に違いがあるだろうと。なぜならば、港区の場合には、地域によっての格差が非常に大きく、私立校への進学率が非常に高い地域、全体が高い中でも差がある。この辺をいかような方法をとるのか、少し検証してみる必要があると思うのですよね。

○澤委員 共育懇談会で、区民参画手続ということで、区民のご意見を聞くのは大事なことですけれども、もう一つ大事なことは、教育委員会として、五味原委員が言われたような問題点を含めて、どう姿勢を持っていくのかということだと思います。

一般的な話ですが、ご意見はと言うと、意見のある人は言ってくれるのだけれども、賛成という人は言わない。アンケートみたいに多くの方が出していただくような情報であると、それはそれでまんべんなく意見を集めているということにはなるのでしょうか。今後の日程の中のこの区民参画手続の中で得たものを、我々はどういう位置づけで読み取るのかということも、すごく大事なことになるのです。確かに、五味原委員が言われたように、地域との連携がなかなかやりづらいという話はよく聞きましたけれども、本当に悪くなっているのかどうかというのはきちんと検証しなければならない。

○五味原委員 アンケートの答えはいいですが、対象にしているのは、今現在、公立学校に通っている方、もしくは同年代、もしくはその前後の方を対象にして、対象が違うのですよね。だから、

実際に対象になっている方々の考えからすれば、あのアンケートのように、選択制はいいよという話が出てくる。一方、全体を見ていらっしゃる地域の方々から見ると、これはまた答えが違うという矛盾があるのではないかと。この辺をいかように我々は検討して考えるべきか。余り急がないことも一つかもしれません。検討するための時間がありますから。

○小島委員長 学務課長、何か所感はございますでしょうか。

○学務課長 なかなか、この選択制の地域とのかかわりについては難しい課題だと思います。共育懇談会に出てこられる方は、保護者でもありかつ地域の二つの目から意見をお持ちの方々ですので、地域と連携という形で、どんな方法、意見があるかということ把握できたらと思っております。

○小島委員長 そのほか、よろしいですか。

5 通学路点検の結果について

○小島委員長 それでは続きまして、通学路点検の結果について、学務課長、お願いいたします。

○学務課長 資料ナンバー5をお開きください。平成19年度、今年度の春の通学路点検の実施結果報告です。今回、ご報告させていただくのは初めてだと思っておりますが、今回、春の交通安全運動に伴って、小学校だけでも、通学路点検ということで、全校にお願いをしたところがございます。通学路の春の交通安全運動期間は、今年の場合は選挙があった関係で5月11日から5月の20日という、ちょっと期間が短くなってしまったのですが、春の交通安全期間ということでお願いをしてきました。

今回は学務課としましては、総合支所をお願いするとともに、所管する警察署にも協力を求めまして、学校と支所と警察と一緒に通学路点検をしましょうというように考えていました。日程にばらつきがありますが、初回ということで、なかなか日程の都合がつかなかった学校も多く、なんとか全校で実施をしていただきました。支所と警察署が通学路点検に参加していただけますと、総合支所の方は、区道の道路管理者でありますので、通学路の現状がよく、その場でわかってもらえる。逆に警察は、交通安全に関しては、子どもの目線で先生方は見るのですけれども、なかなかそのノウハウの部分は、警察にはかなわない部分がございますので、交通の安全と、交通の死角の部分ですとか、そういったものについては警察の方がすぐれております。ですので、三者が協力することで、効果的な通学路点検を実施していたところです。この管轄する警察なのですけれども、一応、これだけ分かれてしまっているのですが、御田の学区域につきましては、学校の住所としては高輪の管内に入りますが、一部、通学路は三田になります。通学路点検は、一斉に行うのはなかなか難しいので、特定のルートを学校に決めていただき、春、秋という形で、順繰りに回していく形で、今後実施していきたいと思っております。通学路の現状を把握するとともに、危険な箇所などの再認識をした部分もありますし、そういったことは報告としてあがってきています。

次回は秋の交通安全運動がございましたので、委員会にも報告してまいります。以上です。

○小島委員長 ただいまのご報告について何かご質問ありますか。

○五味原委員 この表の中にある参加人数、これの対象者というのは、だれを対象にしておりますか。全ての警察ですか。

○学務課長 学校の教員、PTA、支所の職員と警察。場所によっては地区の町会の方が入っていたこともございますけれども。

○五味原委員 4名というのがございます、警察が入って支所が入って、先生が入ったって、PTAは一人ですかというお話なのです。

○学務課長 今回、余りそういう意味では、全てきちんとできたかという、まだ課題はあるのですけれども、この場合、学校の先生だけで回られたということも考えられます。

○五味原委員 はい、わかりました。

○澤委員 五味原委員のお話のように、実態はいろいろあるのでしょうけれども、非常に区に対して有効な方法ですね。

○小島委員長 そうですね。

○澤委員 総合支所になったということで、こういうことができるのかなという気がします。PTAだけが集まってする安全点検は、結構、区域によってはやっていますけれども、どうしていいかということになるとなかなか難しい。警察も、それから学務課長のお話のように、道路管理者である区も同時に、同じところを見てもらっているということは、PTAとして子どもたちにとって非常に有効な方法なのではないかなという、そういう印象を持って聞かせてもらいました。

○小島委員長 通学路の安全については、こういう大々的な組織的なものとしてはやっていなかったかもしれませんが、各学校で行われていたことは間違いのないのですが、今回のこの結果で、特にどこかここは危険だなというようなものは出たのですか。

○学務課長 通学路点検をすると必ず改善箇所が出てくるのです。例えば「止まれ」の標識がない、街灯が少ない、ガードレールがない。カーブミラーの高さが子どもの背より高いなどの報告がでています。

○小島委員長 なるほど。

○学務課長 実際、これらをどのように改善していくかということですが、道路管理者との相談になってくるので、実現できるものもあるし、全く難しいものもありますが、可能なものは取り組んでいただけるようお願いをします。

○小島委員長 すぐ成果がでて、非常に有意義な点検活動ですので、今後も行われるということなので、ぜひ期待しております。よろしく。

○教育長 19年度春の通学路点検なのだけれども、高輪台はこれは3月20日となっているのですけれども、これは間違いですか。これは19年度ではないのですか。

○学務課長 春の通学路の点検ということでは春なのですから、ちょっと早かった。

○小島委員長 そうですね。

○学務課長 またいろいろ日程等の関係があったと思われます。

○小島委員長 このとき校長先生はいないのでしょうか。

○学務課長 これは前任の校長先生がいました。

○小島委員長 そのほかございますでしょうか。

- 6 生涯学習推進課7月事業実績と8月事業予定について
- 7 図書館・郷土資料館7月行事实績と8月行事予定について
- 8 指導室8月事業予定について

それでは続きまして、6の生涯学習推進課の7月事業実績と8月事業予定について。それから7番目の、図書館、郷土資料館の7月行事实績と8月行事予定について、及び8番目の指導室8月事業予定について、この件については、それぞれ資料を配布しておりますので、後ほどよくご覧になっていただければと思いますが、この中で特にここは質問しておきたいというのはございますか。よろしいですか。

第3 協議事項

1 港区における生涯教育の施策の方向づけ

(1) 学校教育の環境整備について

○小島委員長 それでは続きまして、日程の第3、協議事項に入りたいと思います。

1 港区における生涯教育の施策の方向づけ、学校教育の環境整備について、教育政策担当課長お願いいたします。

○教育政策担当課長 本日、継続協議でお願いいたします。

○小島委員長 はい。続いて学務課長お願いいたします。

○学務課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

○小島委員長 それではこの件につきましては、継続協議といたします。

(2) 社会教育の施策について

○小島委員長 続きまして、社会教育の施策について、生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

○小島委員長 はい。それではこの件につきましては、継続協議といたします。

○五味原委員 終わる前に一つ伺いたいのですけれども、今回初めて、オーストラリアへ小学生が行ってきた。これは指導室長が同行されたと。どんな様子だったか、簡単に結構ですので、報告していただきたいと思います。

○小島委員長 指導室長お願いします。

○指導室長 報告をさせていただきます。まず7月24日から31日まで、オーストラリアメルボルンに行っていました。小学生32名、おかげさまで全員、大変元気に帰国いたしまして、行っている間も非常に充実していました。とりわけ、子どもたちの食欲旺盛は何ともすばらしいもので。それが一番頼もしい限りでございました。

24日の夜に出発して、25日の到着きまして、午前中は市内を少し見た後、その日すぐ、25日の午後2時過ぎには、ホームスティの家族に引き渡しをまして、子どもたちは4日間、4泊のホームスティをいたしました。二つの学校に参りまして、ウィリアムタウンノースプライマリースクール、これはメルボルンの市街地から東へ車で約20分のところ、それからもう一つ、ブライトンビー

チプライマリースクール、こちらは西側の方に、若干南に下がるのですけれども、約30分ぐらいのところ、いずれも住宅地の中の大変落ち着いた学校に、16名ずつ子どもたちが分かれて学校体験、そして、その学校の子どもさんの家のところにホームステイしますので、子どもたちはその学校の子どもさんと一緒に学校に通学するという形のホームステイができました。

学校体験では、1日目が校外学習ということで、一つの学校は動物園、一つの学校はソブリンヒルという、郊外にあります、昔の金鉱、昔のまちを再現したところがあって、そこに社会科見学という形で、5、6年生全員の子と行ってきました。その子たちはテーマ学習をしていましたので、戻ってから日本の子たちも日本語でその学習のまとめを行いました。

それからフェアウェルパーティ、さよならパーティでは、日本の子たちが国歌斉唱、それと縦笛で、日本の歌の「ふるさと」を2部に分かれて合奏いたしました。相手の学校のお子さんたちも、オーストラリアの国歌を歌い、交流を行いました。

また、いずれの学校も落ち着いた学校でありました。1クラス25人ということで、先生の話我非常によく聞くという学校でしたので、子どもたちもそれを学んだと思います。それから、いずれの学校も外国語として日本語を勉強してしまっていて、1年生から日本語をやっていました。プレップスクールといって、1年生の前の幼稚園の5歳に当たる子どもたちが既に小学校で勉強していますが、そういう子たちも日本語に触れるということも少しやっていました。そういう教育課程のプログラムもいただいてまいりましたので、勉強しようと思っています。それから、同じように地域との連携を大変重視しておりまして、コミュニティスクール的な学校となっていました。

子どもたちがどういう感想を持ったかということで、移動のバスの中で、一人1～2分スピーチを行いました。英語は十分わからなかったけれども、伝えたいことを伝えようとするとかわかってもらえる。そういうことが大事だと。それから相手へのコミュニケーションをいうのは、言葉がなくても、その気持ちさえ持っていればできるので、それは学校に戻ったら皆にも伝えてあげたい。積極的にかかると何でもできる、何でもわかるという積極性が大事。それから日本の折り紙やお手玉などの日本の文化と一緒にやったら、相手の人が大変興味を持って、積極的に教えて教えてと言ってきた。など、子どもたちの感想がありました。

ホームステイ先の保護者にありがとうと言ったら、大変エクセレントとか、素晴らしいとかという、いい子たちだと保護者も言ってくれました。

それから、今回初めてというところだったのですが、団長の鈴木校長先生初め、引率の4名の先生、それから大変きめ細かな計画を立てた指導主事、食欲旺盛だった子どもたちと大変充実していました。これからの港区における海外派遣の基礎をきちんと形成することができたと思っています。保護者から私にも手紙が参りまして、子どもが大変短時間の中であつたけれども、こんなに成長して感激しましたという、そういうお手紙を既にいただいてございます。9月8日には報告会を、これは小・中合同でありますけれども、報告会を実施します。また、子どもたちがまとめたものを印刷して、報告書として作成して、ご報告いたします。8月20日からは中学生の海外派遣がありますが、きっと小学生と同様に素晴らしい成果が期待できると思っていますところでございます。

○小島委員長 若干の時間がございますので、何かお聞きしたいことはありますか。

- 五味原委員 受け入れ側のご家庭の、待遇というか、その辺の差というのはあったようですか。
- 指導室長 恐らくあったと思います。ただし、行きのバスの中で、現地のガイドさんからも、そのところに行ったことを勉強するのであって、人と比較して、物事を眺めたり、自分の行ったところで行った文化をしっかりと勉強してきて、それをお互いにあっちがよかった、こっちがよかったとか、そういう話題はよくないよという話をしてくださいました。
- 五味原委員 なかなかいいことを言ってくださるね。
- 指導室長 ただし、どちらも子も大変いい子でした。
- 五味原委員 私が申し上げたいのは、ホームスティした家庭のことです。
- 指導室長 どちらの家庭も、そんなに差があるようなふうには私には見えませんでした。保護者にもお会いしましたが、大変フレンドリーでした。子どもの体験の中には、おじいさんの60歳のバースデーの会があって、そこに一緒に行かせてもらったら、おじいちゃんがバグパイプを演奏してくれて、お返しに自分は縦笛で歌を演奏した、そうしたら皆が、それに英語の詞をつけて歌ってくれたと、そんな交流もできたといいます。
- 小島委員長 よろしいですか。
- 五味原委員 結構です。
- 澤委員 二つの小学校とも、このように日本人を受け入れたことはありますか。
- 指導室長 日本の子どもは初めてだそうです。ただ、中国や韓国はもう既に経験があるということでした。二つの学校とも、私どもは来年も続けたいとお願いをしてきましたら、是非とってくださいました。教育省、教育に関する部署のところにも表敬訪問したのですが、是非、続けた方がいいと、その方も言ってくださり、是非お願いしますと、来年のお願いもしてまいりました。
- 小島委員長 ご苦労様でした。いずれにしても、非常に大事な第1回が成功で終わったということとは、本当にありがたく思いますので、指導室長、本当にご苦労様でした。
- 教育長 報告会ですけれども、ぜひ自分たちだけの報告会にしないで、来年応募するだろう今の中1とか小5とか、その子どもたちにもぜひ募集をかけて、ぜひ来てもらえるようにしてもらえばありがたいなと思います。そうするともっと希望がどんどんわいて、現在やっている国際科の授業なども、意欲的になるのではないかと思います。よろしくお願いします。中学校も頑張ってもらいます。

「閉 会」

- 小島委員長 今日の案件、これでよろしいですか。
- では、これをもちまして、本日の委員会を閉会といたします。
- 次回は9月11日火曜日、午前10時からの予定ですので、よろしくお願いいたします。
- 本日はどうもご苦労さまでした。

(午後4時59分)

会議録署名人

港教育委員会委員長 小島 洋祐

港区教育委員会委員 澤 孝一郎